

シミュレーションⅠ；肉用めす牛の屠殺頭数が上・下 10% ずつ増加または減少した場合

このシミュレーションの結果をみると、わが国で生産されているめす子牛のうちどれだけの数が処女牛として肉生産に仕向けられているかは定かではないが、めす牛の屠殺率を低めることが生産規模の拡大と子牛市場の安定化にいかにか大きな効果を発揮するかが明らかとなった。

シミュレーションⅡ；乳用めす牛および乳おす肥育牛の枝肉卸売価格決定式における輸入牛肉の影響（価格伸縮性）が、2 倍または 3 倍になった場合

このシミュレーションの結果をみると、乳おす肥育牛生産がもっとも大きく影響を受ける。また、いずれの場合にも、酪農部門の成長が止まってしまう。また、ここでの前提条件から肉専用種の牛肉価格に及ぼす影響は小さいが、乳用種の価格が下落することによってその供給量が減少し、そのことによって肉専用種の価格は逆に上昇し、牛肉全体に対する需要が停滞するという結果になっている。

（文責・大賀圭治）

第 1399 回（7 月 26 日）

地域労働市場の展開と農家の就業構造——滋賀県・宮城県における実証的分析——

宇野忠義

戦後日本資本主義の再生産構造の特徴として、重化学工業を基軸とする高度な成長・発展がみられるが、他方では膨大な小零細工業及び零細農耕が根強く残り、重化学工業段階に相応した発展した段階での再生産構造構築にはなお成功せず、むしろ顛倒的再生産構造＝矛盾の構造を築いたとして、「新鋭」重化学工業、在来産業、農業の三層の構成＝格差構造を形成したとする「三層の格差構造論」が 1960 年代に提起された。その格差構造は、

労賃水準、労働時間・所得形成力等に端的に示されており、三層の相互の格差・支配・収取の関係が問題とされてきた。かかる格差構造は全国的段階で一般的に把握されるのみならず、地域間格差を内包した構造としても把握され、さらに、府県レベル等のある一定の地域に限定してみた場合には、地域労働市場の重層的構造としても分析が深められてきた。

ところである特定地域の地域農業のあり方を規定するものとして、兼業化の進展との関連においてこうした地域労働市場条件は不可欠の検討項目となろう。

本研究は、地域労働市場条件及び農業の展開条件ならびに地域農業の担い手のあり方の相違する「近畿型」・滋賀県、「東北型」・宮城県の各 1 町村の地域実態調査により、「地域農業の構造と展開方向」について、特殊具体性を踏まえて解明しようとする共同研究（「営農主体」特研）の一部を構成している。

先述した三層の格差構造の一要素たる労賃水準等は高度経済成長の過程では、底辺・下層の底上げ、格差の縮小として現れたが、70 年代以降の「低成長」期に入り、あるいは最近の円高不況の下では雇用情勢の悪化、劣悪労働市場の比重増大、格差の拡大として現れている。

こうした近年の労働市場条件の推移を把握した上で、男子型労働市場の展開する滋賀県愛東町、及び 70 年代になって女子型労働市場が展開している宮城県米山町の農家実態調査及び労働省関係資料等の分析により、地域労働市場の重層構造と最近の動向を確認するとともに、その地域間比較を行なった。両地域間には労働市場の展開の程度及び賃金水準、年休のあり方、通勤時間、雇用の安定度等において質的格差あるいは量的に大きな格差が形成されている。

そうした労働市場条件のあり方、その相違性と関連させて、現実の稲作の担い手、作業

担当者の各作業の従事状況について、ことに機械作業及び肥培管理作業並びに育苗過程に注目しつつ、実態を把握し、相互の関連性と地域的相連性を検討した。

兼業化の進展と機械化稲作が固く結合した兼業化・機械化稲作が現段階のわが国稲作の特徴であるが、兼業深化地域にある愛東町では、相対的に安定した労働市場条件を背景として、集落を基礎とした営農組合・機械利用集団により、個別農家の過剰投資の抑制並びに零細兼業層をも含めた全体の生産力水準の底上げと技術の平準化を達成している。

他方の米山町では、男子型労働市場が未展開であり、不安定で劣悪な労働市場条件が特徴的である。従って農家経済上農業所得の比重は大きくならざるを得ず、機械利用等は個別展開型を成している。しかしながら、劣悪で不安定な労働市場条件は雇用先の確保をめぐる競争を激化させる作用を果たし、4ヘクタール層に及ぶ兼業深化の中で、稲作技術の個別格差の拡大ともなっており、ササニシキへの作付集中とも重なって、気象変動に弱い、不安定な稲作生産力となっている。

第1400回（9月9日）

欧米諸国における資源環境保全重視に向けての農政動向

（農林中央金庫研究センター）

中 村 耕 三

1. 米国政府の現行農政に対する反省と最近の農政動向

欧米の農業を視察した経験や現地から入手した情報にもとづき、まず日本と関わりの深い米国について、最近の動向を述べることにする。

周知のように従来米国農政に対するベシックな疑問を提起したのはカーター政権だが、その象徴的事例としては、レーガン政権への移行直前の1981年1月に発表された“Time to choose”という報告書がある。こ

の報告書にはバグラント農務長官が長い序文を書いて、農村社会が米国の政治の基本理念たる民主主義のルーツであることを強調している。またこの報告書の中では耕土の流亡や地下水の枯渇が経営規模の大型化によって一層促進されていると指摘されている。さらに1980年7月に農務省から出された『有機農業に関する調査と勧告』では、有機農業の蓄積してきた技術が高く評価されている。このような経緯を背景として、85年農業法では、有機農業の技術に関する情報を収集することを国に義務づける条項が、農村地帯選出の議員たちからの強い圧力によって盛り込まれることとなった。

2. EC諸国の現行農政に対する反省と最近の農政動向

ECの農業は、1985年の共通農業政策によって大きく転換した。その中では、近代農業技術による生態系の破壊が反省され、また山岳地帯の住民を環境保全の担い手として評価し、EC全体で所得補償をするべきであると唱われている。その後、1987年5月に出された計画によると、ECの基幹作物である穀物、ワイン、肉牛について、収量の抑制を目的として休耕や粗放化が勧奨されており、その結果、収量が2割以上落ちた場合には、ECが補償金を支給することになっている。ECの場合には、日本と違って、過剰生産を長期的には、自然環境の破壊と結びつく問題としてとらえている点は注目すべきである。

3. 「有機農産物」の流通量激増と「公的基準」問題

米国では1970年代後半から、有機農産物の流通量が急速に伸びてきており、現在、カルフォルニア州を始め13州で、有機食品法（州法）が施行されている。カルフォルニア州の法律では、化学物質の全面的な使用禁止、また化学物質を1年以上使っていない農場で播種、移植されたものでなければ有機食品とは言えない、という厳しい基準が設けられて